



Do The RIGHT Things  
In The RIGHT Ways

**UNISTARS INTERNATIONAL AUDITING COMPANY**  
AUDITING - FINANCIAL - ACCOUNTING - TAX

R. 9.9 – A4 Bldg  
Thang Long Int'l Village  
Cau Giay – Hanoi

Tel: 04 - 3793 – 2296/8  
Email: info@unistars.vn  
Website: [www.unistars.vn](http://www.unistars.vn)

**会社の税務申告提出期限 (2015年)**

順	税務書類	備考	提出期限
<b>I 月次書類</b>			
1	付加価値税の申告	適用対象： +直前年度の売上（12ヶ月満）が500億ドン超え； +四半期次申告から税務機関への通知により月次申告に変更した会社 （3年間の周期で安定に申告）	次月の20日
2	個人所得税の申告	付加価値税の月次申告を適用するが、個人所得税申告書の各種類の中い ずれかの種類の申告書による個人所得税の控除額が5000万ドン以上 （1年間の周期で安定に申告）	
3	インボイス使用状況報告	適用対象： +インボイス自社印刷・印刷注文の会社だが、違反行為によりインボイ ス自社印刷・印刷注文が不能になった会社；税務機関からインボイス購 入する税務リスクの高いインボイス （12ヶ月以内又は税務機関の通知があるまで適用）	
<b>II 四半期次書類</b>			
1	付加価値税の申告	適用対象： +直前年度の総売上（12ヶ月満）が500億ドン以下の会社 （3年間の周期で安定に申告） +新規設立会社	次四半期の30日
2	個人所得税の申告	適用対象： +付加価値税を四半期次に申告する会社 +付加価値税を月次に申告するが、個人所得税の各種類が全て5000万ド ン未満である会社 （年間の周期で安定に申告）	
3	個人所得税の源泉徴収証明書の 報告		
4	インボイス使用状況報告	適用対象：月次にインボイス使用状況の報告書を提出する対象ではない 会社	
<b>III 年間書類</b>			
1	事業税の申告	+新規設立会社：事業開始月末までに提出する +活動中の会社：事業税額の変更がないなら提出不要	2014年12月31日
2	法人税の確定申告		2016年03月30日 (*)
3	財務諸表		
4	個人所得税の確定申告		2016年03月30日
<b>IV 発生次第の申告</b>			
1	付加価値税の申告	建設・据付・得意先ではない対象に商品販売・地方外の不動産譲渡など を行う会社	税務義務の発生後 10日
2	法人税の申告	不動産譲渡を行う会社	
3	外国契約者税の申告	外国下請負業者の代わりに納税する会社	
4	外国契約者税の確定申告	外国下請負業者の代わりに納税する会社	契約書の終了後45 日以内
<b>V 定期登録</b>			
1	付加価値税月次申告の登録 （周期：3年間）	付加価値税の四半期申告に該当するが、次の税務周期から月次申告に変 更したい会社	2015年02月20日
2	付加価値税計算方法の登録 （周期：2年間）	適用対象： +新規設立会社：設立直後 +次の税務申告周期に適用する付加価値税計算方法を登録する	2014年12月20日

(\*)：会計年度末から90日間以内